Ⅰ　排水設備工事業者（公認店）各手続の案内

項目	必要書類・添付書類	備考
★新たに公認店として申請を行う場合 【新規申請】	・排水設備工事業者承認申請書（様式１） ・承認申請調書 ・代表者の履歴書、身元（身分）証明書（原本：直近３ヶ月以内のもの） ・代表者及び役員の誓約書 ・専属責任技術者関係書（責任技術者証、雇用状況の分かる書類の写し） ・保有機器調書 ・法人登記事項証明書（原本：直近 3 ヶ月以内のもの）、法人定款の写し ・その他関係書類	・申請受付は６月、１０月、２月の年３回。（各月の市政だよりに案内掲載） ・申請関係様式は仙台市ホームページにて確認、ダウンロード可能。 ・申請内容については事業所の状況により確認を要する場合があるため、あらかじめ業務課業務係へお問合せください。 ・個人の場合は、住民票
★既に公認店として認定されており、更新時期を迎える場合 【更新申請】	必要書類、添付書類は上記 1 の新規申請と同様。	・公認店の認定期間は 5 年間。 ・更新認定を受けた年度から 5 年経過した年度の 3 月末日で有効期限満了。 ・認定を継続するためには更新申請が必要。更新対象の事業所へ認定満了となる前年 12 月に更新案内、申請書類一式を送付。 ・1 月中に申請を受け付け、審査のうえ 4 月より更新の継続。
★公認店の認定を辞退する場合 【承認辞退】	・排水設備工事業者承認辞退書（様式 5）	・営業廃止、停止、専属責任技術者の退職による不在等で公認店の要件を満たさなくなった場合。 ・受付は随時。

【各　種　変　更】

☆公認店が商号を変更した場合	・公認業者登録事項変更届（様式 2） ・法人登記事項証明書（原本：直近 3 ヶ月以内のもの）	・受付は随時。
☆公認店が代表者を変更した場合	・公認業者登録事項変更届（様式 2） ・新代表者の履歴書（写真添付） ・新代表者の身元（身分）証明書（原本：直近 3 ヶ月以内のもの） ・法人登記事項証明書（原本：直近 3 ヶ月以内のもの） ・誓約書	・受付は随時。 ・法人の場合で、役員を変更した場合も誓約書を提出してください。

☆公認店が県内営業所の支配人を変更した場合	・公認業者登録事項変更届（様式 2） ・新支配人の履歴書（写真添付） ・新支配人の身元（身分）証明書（原本：直近 3 ヶ月以内のもの） ・委任状（本店代表者より受任を受ける旨の委任状）	・本店より受任を受け、支店等で登録している場合。 ・受付は随時。
☆公認店が県内営業所の所在地を変更した場合	・公認業者登録事項変更届（様式 2） ・変更後の法人登記事項証明書（原本：直近 3 ヶ月以内のもの） ・新所在地の付近見取図、外観及び室内の写真、平面図	・事務所のほか、倉庫の移動も伴う場合は倉庫の付近見取図、倉庫内外の写真も添付。 ・受付は随時。
☆公認店が専属技術者を登録・変更する場合	・専属責任技術者登録事項変更届（様式 3） ・現在保有の責任技術者証の写し ・公認店雇用状況の分かる書類の写し	・仙台市において責任技術者として登録されただけでは、専属責任技術者となりません。 ・公認店の要件として「1 人以上責任技術者を専属している」ことが必要。 ・受付は随時。
☆公認店が専属技術者を取消する場合	・専属責任技術者登録事項変更届（様式 3） ・責任技術者登録事項変更届（様式 8）	・専属している責任技術者が退職等で公認店より離れる場合。 ・様式 3 は公認店において作成。 ・様式 8 は責任技術者において作成。 ・原則として様式 3 と様式 8 を合わせて申請。 ・受付は随時。

※各届出は事由が生じた場合、速やかに提出願います。

※ご不明な点は下記までご連絡ください。

担当：仙台市建設局下水道経営部業務課業務係
TEL：０２２－２１４－８３３７
FAX：０２２－２６８－４３１８